多治見市子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例 (案)

多治見市子どもの権利に関する条例 (平成 15 年条例第 27 号) の一部を次のように 改正します。

前文中

「 (子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち) を

「 すべての子どもは、誰かに命を奪われることや自ら命を失うことがあってはな りません。また、どのような状況でも、すべての人が子どもの命を守るよう努め なければなりません。

私たちは、次のようなまちづくりをめざして、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。)の精神をふまえ、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、多治見市子どもの権利に関する条例を制定します。

(子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち) に改め、

「私たちは、このようなまちづくりをめざして、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。)の精神をふまえ、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、多治見市子どもの権利に関する条例を制定します。

を削ります。

第1条中「考えながら」の次に「命などの」を加えます。

第3条第5項中「連携して」の次に「命などの」を加えます。

第7条第3項中「保護者」の次に「などの子どもと同居するおとな」を、「虐待」 の次に「、体罰」を加え、同条第4項中「虐待」の次に「や体罰」を加え、「、回復」 を「や回復」に改めます。

第13条第3項中「権利」の次に「の擁護」を加えます

第14条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加えます。

3 擁護委員は、中立な立場で客観的に判断しなければなりません。

第 17 条第1項中「独立性を尊重し、その活動を支援し」を「中立性を尊重するとともに関係機関との調整を図り」に改めます。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行します。